写

長野労発基１２１４第１号

令和５年１２月１４日

長野地方労働審議会

会長　山沖　義和　殿

長野労働局長

久富　康生

長野県電気機械器具製造業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第10条の規定に基づき、長野県電気機械器具製造業最低工賃（平成１９年長野労働局最低工賃公示第１号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。